

[資料編]

資料－1 環境影響評価指導要綱に基づく手続きの状況

事項		日程等
現況調査 計画書	届出年月日	昭和 58 年 5 月 2 日
	縦 覧 期 間	昭和 58 年 5 月 10 日～5 月 25 日
	縦 覧 場 所	中川区役所富田支所
環境影響評価 準備書	届出年月日	昭和 59 年 5 月 8 日
	縦 覧 期 間	昭和 59 年 5 月 15 日～6 月 14 日
	縦 覧 場 所	中川区役所富田支所
	説 明 会	開 催 日 昭和 59 年 5 月 25 日、28 日、30 日、6 月 1 日 開催場所 名古屋市立富田中学校、名古屋市立はとり中学校、 名古屋市立助光中学校、名古屋市立供米田中学校
意見書	提 出 期 間	昭和 59 年 5 月 15 日～6 月 29 日
	提 出 件 数	75 件
見解書	提出年月日	昭和 59 年 11 月 22 日
	縦 覧 期 間	昭和 59 年 12 月 6 日～12 月 21 日
	縦 覧 場 所	市役所、中川区役所富田支所
公聴会	開 催 日	開催申請がなかったため開催せず
環境影響評価 審査書	縦 覧 期 間	昭和 60 年 3 月 20 日～4 月 4 日
	縦 覧 場 所	市役所、中川区役所富田支所
環境影響評価書	届出年月日	昭和 60 年 6 月 3 日
	縦 覧 期 間	昭和 60 年 6 月 13 日～6 月 20 日
	縦 覧 場 所	市役所、中川区役所富田支所
事後調査計画書 (工事中)	届出年月日	昭和 60 年 11 月 25 日
事後調査結果報告書 (工事中)	報告年月日	平成 2 年 4 月 10 日
	縦 覧 期 間	平成 2 年 4 月 20 日～4 月 27 日
	縦 覧 場 所	市役所
事後調査計画書 (工事完了後)	届出年月日	平成元年 7 月 15 日
事後調査結果報告書 (工事完了後)	報告年月日	平成 2 年 4 月 10 日
	縦 覧 期 間	平成 2 年 4 月 20 日～4 月 27 日
	縦 覧 場 所	市役所

資料－2 富田工場休止前の状況

平成 20 年度における排ガス濃度等の測定結果は以下のとおりである。

規制基準等が定められているものについては、全て基準等を下回っていた。

項目			単位	基準等	測定結果			定量 限界値		
					最大	最小	平均			
排ガス濃度	ばいじん濃度		g/m ³ _N	0.08	0.004	<0.002	0.003	0.002		
	硫黄酸化物排出量		m ³ _N /h	7.924	0.617	0.409	0.482	－		
	窒素酸化物濃度		ppm	250	31	17	26	－		
	塩化水素濃度		mg/m ³ _N	700	70	38	51	－		
	ダイオキシン類		ng-TEQ/m ³ _N	1	0.012	0.000057	0.0063	－		
	一酸化炭素（4時間平均値）		ppm	100	39	2	10	－		
	燃焼ガス温度		℃	800 以上	929	904	916	－		
	集じん器入口ガス温度		℃	おおむね 200 以下	197	197	197	－		
排水濃度	下水道放流	水素イオン濃度	－	5.0～9.0	7.8	7.0	7.3	－		
		生物化学的酸素要求量	mg/L	600	9.4	<0.5	2.9	0.5		
		浮遊物質	mg/L	600	1	<1	<1	1		
		大腸菌群数	個/cm ³	－	<30	<30	<30	30		
		カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	0.005		
		シアン化合物	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1		
		鉛及びその化合物	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	0.01		
		六価クロム化合物	mg/L	0.5	<0.04	<0.04	<0.04	0.04		
		砒素及びその化合物	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	0.01		
		総水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005		
		セレン及びその化合物	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	0.01		
		ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.0095	0.0095	0.0095	－		
焼却灰等溶出量	焼却灰	カドミウム及びその化合物	mg/L	－	<0.005	<0.005	<0.005	0.005		
		シアン化合物	mg/L	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.1		
		鉛及びその化合物	mg/L	－	0.24	<0.01	0.12	0.01		
		六価クロム化合物	mg/L	－	<0.04	<0.04	<0.04	0.04		
		砒素及びその化合物	mg/L	－	<0.01	<0.01	<0.01	0.01		
		総水銀	mg/L	－	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005		
		セレン及びその化合物	mg/L	－	<0.01	<0.01	<0.01	0.01		
	飛灰中間処理物	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.3	<0.005	<0.005	<0.005	0.005		
		シアン化合物	mg/L	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.1		
		鉛及びその化合物	mg/L	0.3	0.14	0.01	0.05	0.01		
		六価クロム化合物	mg/L	1.5	<0.04	<0.04	<0.04	0.04		
		砒素及びその化合物	mg/L	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	0.01		
		総水銀	mg/L	0.005	0.0006	<0.0005	0.0005	0.0005		
		セレン及びその化合物	mg/L	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	0.01		
		焼却灰等含有量	焼却灰	カドミウム及びその化合物	mg/kg-乾	－	1.7	1.7	1.7	0.5
				シアン化合物	mg/kg-乾	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
鉛及びその化合物	mg/kg-乾			－	270	97	150	5		
クロム及びその化合物	mg/kg-乾			－	150	150	150	0.5		
砒素及びその化合物	mg/kg-乾			－	1.7	1.7	1.7	0.1		
総水銀	mg/kg-乾			－	0.03	0.03	0.03	0.01		
セレン及びその化合物	mg/kg-乾			－	<0.5	<0.5	<0.5	0.5		
ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾			3	0.00016	0.000000082	0.000040	－		
飛灰中間処理物	カドミウム及びその化合物		mg/kg-乾	－	32	32	32	0.5		
	シアン化合物		mg/kg-乾	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.1		
	鉛及びその化合物		mg/kg-乾	－	350	350	350	5		
	クロム及びその化合物	mg/kg-乾	－	66	66	66	0.5			
	砒素及びその化合物	mg/kg-乾	－	4.2	4.2	4.2	0.1			
総水銀		mg/kg-乾	－	4.6	4.6	4.6	0.01			
セレン及びその化合物		mg/kg-乾	－	<0.5	<0.5	<0.5	0.5			
ダイオキシン類		ng-TEQ/g-乾	－	0.088	0.047	0.061	－			
焼却灰熱灼減量			wt%	10	5.2	1.7	3.2	0.1		

注）飛灰中間処理物については、重金属固定剤等による薬剤処理を行っているため、規制適用除外。

資料－3 大気汚染に係る環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物質	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

(2) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年環境省告示第 33 号)

物質	環境基準
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

(3) 名古屋市の大気汚染に係る環境目標値

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

物質	環境目標値	地域
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	名古屋市全域
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	年平均値が 3 μg/m ³ 以下であること	

(4) 有害大気汚染物質

① 環境基準が定められている物質

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物質	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

② 指針値が定められている物質

(平成 15 年環境省通知環管総発第 0309300004 号)

(平成 18 年環境省通知環水大総発第 061220001 号)

(平成 22 年環境省通知環水大総発第 101015002 号)

物質	指針値
アクリロニトリル	年平均値 $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀	年平均値 $0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物	年平均値 $0.025 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	年平均値 $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及びその化合物	年平均値 $6\text{ng-As}/\text{m}^3$ 以下

資料－4 騒音に係る環境基準

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

(平成 24 年名古屋市告示第 141 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準値	昼間	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下
	夜間	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下
備考		地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	昼間	70 デシベル以下
	夜間	65 デシベル以下
備考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

資料－5 水質汚濁に係る環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

(2) 生活環境保全に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

① 河川（湖沼を除く。）

1)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50MPN/100mℓ 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	5,000MPN/100mℓ 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ以下	50 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ以下	100 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/ℓ以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定める 方法又はガラス 電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格 21 に定める 方法	昭和 46 年環境庁 告示第 59 号付表 9 に掲げる方法 に掲げる方法	規格 32 に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定量 法	

備考 1 基準値は、日間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ以上とする。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機械と接続されているものをいう（海域もこれに準ずる。）。

4 最確数による定量法とは、次のものをいう（海域もこれに準ずる。）。

試料 10mℓ、1mℓ、0.1mℓ、0.01mℓ・・・のように連続した 4 段階（試料量が 0.1mℓ以下の場合は 1mℓに希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 酔酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mℓ中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 3 級：前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの

- 3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 〃 3 級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	基準値	該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	水域類型ごとに指定する水域
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 10 の 1 (1) による。）	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 11 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。				

② 水域類型の指定

1) 名古屋市内水域

水 域	該当類型	達成期間
荒 子 川 （ 全 域 ）	E	イ
中 川 運 河 （ 全 域 ）	E	イ
堀 川 （ 全 域 ）	D	イ
山 崎 側 （ 全 域 ）	D	イ
天 白 川 （ 全 域 ）	C	イ

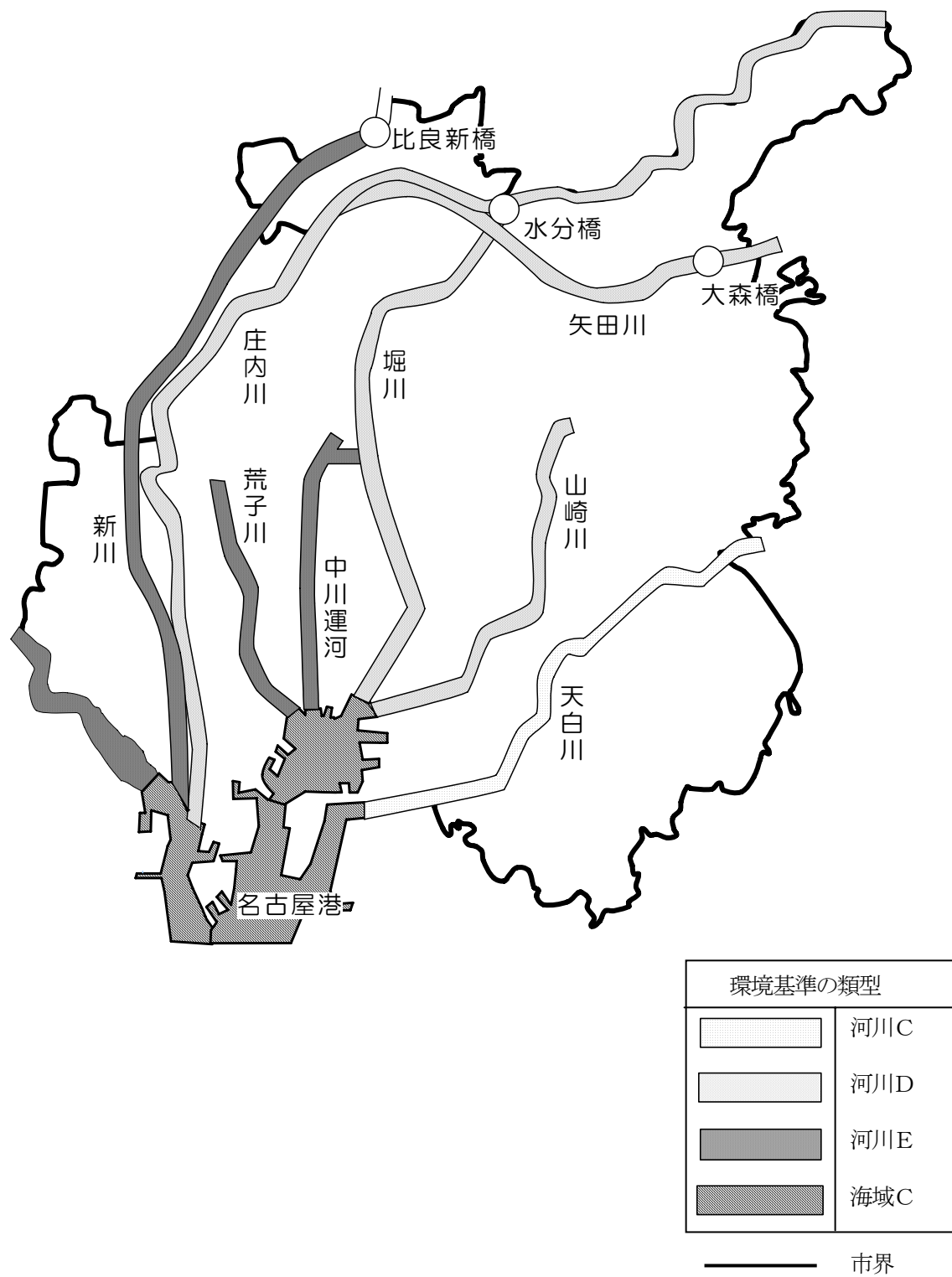
2) 庄内川等水域

水 域	該当類型	達成期間
庄 内 川 （ 土 岐 川 ） 上 流 （ 小 里 川 合 流 点 より 上 流 ）	A	イ
庄 内 川 中 流 （ 1 ） （ 小 里 川 合 流 点 から 水 野 川 合 流 点 ）	B	イ
庄 内 川 中 流 （ 2 ） （ 水 野 川 合 流 点 から 水 分 橋 ）	D	イ
庄 内 川 下 流 （ 水 分 橋 より 下 流 ）	D	イ
矢 田 川 上 流 （ 大 森 橋 より 上 流 ）	D	ロ
矢 田 川 下 流 （ 大 森 橋 より 下 流 ）	D	イ
新 川 下 流 （ 新 橋 より 下 流 ）	E	ハ
五 条 川 下 流 （ 待 合 橋 より 下 流 ）	E	イ
日 光 川 （ 全 域 ）	E	ハ

注：達成期間の分類（海域についても同様）

分類	達成期間
イ	直ちに達成
ロ	5年以内で可及的すみやかに達成
ハ	5年を超える期間で可及的すみやかに達成

③ 各水域の環境基準の類型（全窒素、全燐を除く）



(3) 水質汚濁に係る環境目標値

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

① 水の安全性に関する項目

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

② 水質の汚濁に関する項目

項目		区分 親水 指標	河 川			測定方法
			☆☆☆	☆☆	☆	
			川に入っ ての遊 びが楽しめ る	水際での遊 びが楽しめ る	岸辺の散歩が 楽しめる	
水 質 目 標 値	水素イオン 濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下			規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	
	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	8 mg/ℓ 以下	規格 21 に定める方法	
	化学的 酸素要求量 (COD)	—	—	—	規格 17 に定める方法	
	浮遊物質 量 (SS)	10 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	20 mg/ℓ 以下	付表 9 に掲げる方法	
	溶存酸素 量 (DO)	5 mg/ℓ 以上		3 mg/ℓ 以上	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	
	ふん便性 大腸菌群数	1000 個 /100ml 以下	—	—	メンブランフィルター法又は、疎水性格子付きメンブランフィルター法	
	全窒素	—	—	—	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法	
	全 磷	—	—	—	規格 46.3 に定める方法	
親 し み や す い 指 標	透視度	70 cm 以上	50 cm 以上	30 cm 以上		
	水のにおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸でも不快でないこと。		
	水の色	異常な着色のないこと。				
	水 量	流れのあること。				
	ご み	ごみのないこと。				
	生物指標	[淡水域] アユ、モロコ類、ヒラタケ、ワカサギ類、ハクダシロギス	[淡水域] カマツカ、オイカワ、コガネノリ、シマノボ、 [汽水域] マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	[淡水域] フナ類、イトトンボ類、ミズムシ(甲殻類)、ヒル類 [汽水域] フシツボ類		

注) 1 「測定方法」の欄において「規格」とは、日本工業規格 K0102 をいい、「付表」とは昭和 46 年 12 月 28 日付け環境庁告示第 59 号にかかげるものをいう。

2 水質目標値は日間平均値とする。

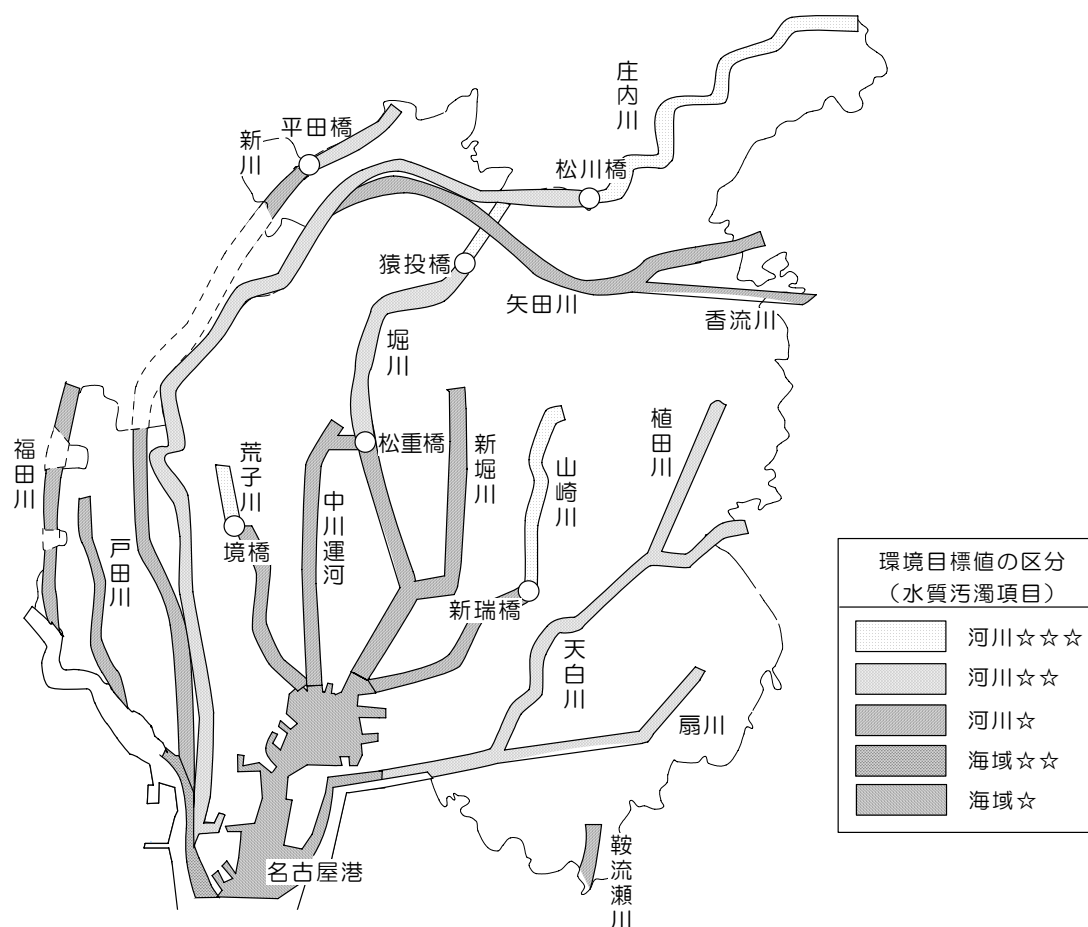
3 BOD、COD の年間評価については、75% 水質値によるものとする。

4 全窒素、全磷については、年間平均値とする。

5 平成 22 年度を目途として、その達成維持を図るものとする。

③ 地域区分

水域	区分	親水イメージ	地域
河川	☆☆☆	川に入っ ての遊 びが楽 しめ る	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆☆	水際での遊 びが楽しめ る	堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、天白川（全域）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川下流部（松川橋より下流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩 が楽しめ る	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、香流川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）、鞍流瀬川（全域）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）



(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

資料－6 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
備考	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3 「検液中に検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

資料－7 ダイオキシン類に係る環境基準

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（定められた方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	